

平成30年6月1日
相模原市発表資料

職員の起訴休職処分について

次のとおり、職員を起訴休職処分としましたので、お知らせします。

項目	内容
対象職員	南区役所 地域振興課 神戸 大悟(20歳)
処分内容	起訴休職
処分年月日	平成30年6月1日
処分理由	平成30年5月8日、神奈川県迷惑行為防止条例違反の容疑で逮捕され、同月18日、強制わいせつの容疑で再逮捕されたものであるが、同月29日「神奈川県迷惑行為防止条例違反」及び「強制わいせつ罪」で起訴されたため、地方公務員法第28条第2項第2号の規定に基づくもの。

問い合わせ 職員課
電話 042-769-8213